

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月14日
【四半期会計期間】	第52期第3四半期（自平成23年10月1日至平成23年12月31日）
【会社名】	株式会社オリエントコーポレーション
【英訳名】	Orient Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 齋藤 雅之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町5丁目2番地1
【電話番号】	(03)5877-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 古賀 正弘
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町5丁目2番地1
【電話番号】	(03)5877-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 古賀 正弘
【縦覧に供する場所】	株式会社オリエントコーポレーションさいたま支店 (さいたま市浦和区高砂1丁目13番4号) 株式会社オリエントコーポレーション千葉支店 (千葉市中央区新田町1番1号) 株式会社オリエントコーポレーション横浜支店 (横浜市中区太田町1丁目8番地) 株式会社オリエントコーポレーション名古屋支店 (名古屋市中区栄2丁目3番31号) 株式会社オリエントコーポレーション大阪支店 (大阪市中央区本町3丁目5番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第51期 第3四半期連結 累計期間	第52期 第3四半期連結 累計期間	第51期
会計期間		自平成22年4月1日 至平成22年12月31日	自平成23年4月1日 至平成23年12月31日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
営業収益	(百万円)	170,925	158,023	223,828
経常利益	(百万円)	9,475	5,379	4,180
四半期(当期)純利益	(百万円)	9,065	4,320	4,623
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	7,553	3,432	2,741
純資産額	(百万円)	196,083	192,789	191,278
総資産額	(百万円)	4,329,071	4,247,374	4,273,775
1株当たり四半期(当期)純利益 金額	(円)	16.15	6.34	7.84
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	3.34	2.51	1.80
自己資本比率	(%)	4.5	4.5	4.4

回次		第51期 第3四半期連結 会計期間	第52期 第3四半期連結 会計期間
会計期間		自平成22年10月1日 至平成22年12月31日	自平成23年10月1日 至平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	3.46	7.50

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 営業収益は、消費税等を除いて表示しております。
3. 第51期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。
4. 第52期第1四半期連結会計期間より潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)を適用しており、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の影響による経済活動の停滞から一部持ち直しの動きが見られるものの、欧州の債務問題や歴史的な円高、株価低迷の長期化などもあり、先行き不透明な状況が続いております。

加えて、当業界におきましても、平成22年6月に完全施行されました改正貸金業法の個人借入に対する総量規制の影響が続くなど、依然として厳しい経営環境にあります。

このような状況のなか、当社におきましては、平成19年4月よりスタートさせました中期経営計画の最終年度として、これまで取り組んでまいりましたビジネスモデル・収益モデル改革を完成させ、事業収益の拡大に向け尽力するとともに、生産性の向上による更なるコスト圧縮に注力してまいりました。

当第3四半期連結累計期間の業績につきましては、以下のとおりであります。

営業収益につきましては、前年同期比129億円減の1,580億円となりました。

これは、改正貸金業法の影響による融資収益の減収が主因であります。

一方、融資以外の事業収益につきましては、第2四半期より改善し、東日本大震災の影響等による第1四半期の減収を吸収したことにより、前年並みの水準まで回復しております。

各事業別の状況としまして、個品割賦のオートローンは、第1四半期の震災の影響等による取扱高減少が大きく響き、前年同期比としましては減収となっております。しかしながら、第2四半期以降は、自動車の生産活動が正常化するなか、お客さまニーズに対応した自由返済型ローン等の戦略商品を引き続き推進したことにより、新車ディーラーや中古車販売業者の取扱高は着実に拡大しております。

また、ショッピングクレジットにつきましても、重点分野として取組みを強化しております学費は、提携先数も増加し取扱高が拡大しておりますが、住宅リフォームは、震災の影響等もありオール電化の取扱高が大きく減少したことが響き、全体としましては減収となっております。

カードショッピングにつきましては、取扱高が順調に拡大していることに加え、お客さまニーズに応えるサービスの提供によりリボ残高も増加し増収となっております。

また、金融機関に対する保証業務につきましても、取扱商品を拡充した地域金融機関との取引が順調に進展し、保証残高の積み上げに寄与したことにより増収となりました。

一方、営業費用につきましては、前年同期比88億円減の1,526億円となりました。

これは、事務生産性の向上等のコスト構造改革を一段と推し進め、一般経費を削減したことに加え、債権良質化に向けた取組強化が奏功し、貸倒関係費が減少したことによるものであります。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、経常利益は前年同期比40億円減の53億円、四半期純利益は前年同期比47億円減の43億円となりました。

(2) 主な事業の状況

事業収益は1,533億円（前年同期比7.5%減）であり、以下に記載しております。

(参考資料) 事業収益の事業別内訳

事業	前第3四半期連結累計期間	当第3四半期連結累計期間	前年同期比
	金額（億円）	金額（億円）	増減率（％）
個品割賦	638	606	5.0
カード・融資 （内、カードショッピング）	667 (199)	578 (233)	13.3 (17.4)
銀行保証	232	238	2.5
その他	118	109	7.6
計	1,657	1,533	7.5

個品割賦事業

オートローンにつきましては、第1四半期での東日本大震災直後の生産活動停滞に起因する在庫不足等による販売低迷の影響が大きく、前年同期比としましては減収となりました。しかしながら、第2四半期以降は、自動車の生産活動が正常化し、新車を中心に販売が回復するなか、引き続きエコカー市場への取組強化やお客さまニーズに対応した自由返済型商品、個人向けオートリース保証商品等を推進してきたことにより、取扱高は着実に拡大しております。

昨年末の「エコカー補助金制度」の復活などもあり取扱高の拡大が見込まれるなか、今後も新車・中古車ともに取組強化を図ってまいります。

また、ショッピングクレジットにつきましても、重点分野として取組強化してまいりました学費分野は増収となりましたが、震災による影響等を受けた住宅リフォーム分野については、オール電化の取扱高が減少し、減収となりました。

学費分野につきましては、みずほフィナンシャルグループ及び伊藤忠商事とのアライアンスの活用に加え、既存提携校からの紹介もあり、愛知医科大学や九州国際大学といった新たな提携先も加わったことにより、取扱高が拡大しております。加えて、Webの活用により飛躍的に利便性を向上させたことが提携先拡大に大きく寄与しております。

一方、住宅リフォーム分野につきましては、太陽光ローンの取扱高は前年を上回って推移しているものの、電力供給不安に伴うオール電化の落ち込みが大きく影響し、この分野の取扱高は前年を下回りました。

この結果、個品割賦事業の事業収益は、606億円（前年同期比5.0%減）となりました。

カード・融資事業

カードショッピングにつきましては、大型提携カード「エディオンカード」を中心に取扱高は大きく伸長しており、増収となっております。

また、ご利用の後から返済方法をリボ払いに変更できる「あとリボ」サービスや、一度の申し込みでそれ以降のお支払が自動的にリボ払いとなる「マイ月リボ」サービスを引き続きご利用いただいた結果、リボ残高は増加しております。

一方で、提携カードにつきましては、「JR北海道のIC乗車券にANAのマイレージ機能を追加した国内初となる「JRタワースクエアカード ANA Kitaca」の募集を昨年12月に開始しました。このカードは、お買い物から通勤・通学、ご旅行などあらゆるシーンで、便利にご利用いただけるクレジットカードとなっております。

引き続き、お客さまにとって魅力溢れるクレジットカードを提供し、新規会員獲得に努めてまいります。

融資につきましては、改正貸金業法の個人借入に対する総量規制の影響が大きく、融資残高は減少し融資収益は減収となりましたが、引き続き既存顧客の利用促進と新規顧客の獲得に努めるとともに、総量規制の対象外である個人事業主向けカードローン「CREST for Biz」をはじめとする融資商品を推進してまいりました。これにより、四半期ベースの取扱高の減少幅は縮小し、当第3四半期は前年並みの水準となっております。今後も、各種施策の取組強化を図り、融資残高減少の歯止めに努めてまいります。

これらの結果、カードショッピングの事業収益は、233億円（前年同期比17.4%増）となりましたが、融資の事業収益は、345億円（前年同期比26.4%減）となり、カード・融資事業全体の事業収益としましては、578億円（前年同期比13.3%減）となりました。

銀行保証事業

金融機関に対する保証業務につきましては、株式会社みずほ銀行に対する保証商品である「みずほ銀行カードローン」の利用促進施策の実施やリフォームローンを中心とした目的ローンの販売強化に努めてまいりました。

加えて、取扱商品を拡充した地域金融機関との取引拡大が、保証残高の積み上げに寄与したことにより増収を確保しております。

この結果、銀行保証事業における事業収益は、238億円（前年同期比2.5%増）となりました。

その他事業

日本債権回収株式会社等のサービサー会社2社をはじめ、情報処理サービスや営業代行等のクレジット関連業務を中心とするグループ会社各社は、引き続きグループ内での連携強化による営業基盤の拡充とともに、経営効率化や内部統制強化に努めるなど、堅実な事業展開を図ってまいりました。

しかしながら、依然として厳しい経済環境のなか、その他事業における事業収益は、109億円（前年同期比7.6%減）となりました。

(3) 財政状態の分析

資産の状況につきまして、資産合計は前連結会計年度の4兆2,737億円から264億円減少し、4兆2,473億円となりました。これは主に、割賦売掛金が減少したことによるものであります。

負債の状況につきまして、負債合計は前連結会計年度の4兆824億円から279億円減少し、4兆545億円となりました。これは主に、信用保証買掛金が減少したことによるものであります。

また、純資産につきましては、前連結会計年度の1,912億円から15億円増加し、1,927億円となりました。これは主に、利益剰余金が増加したことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

記載すべき事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,825,000,000
I種優先株式	140,000,000
J種優先株式	150,000,000
計	2,115,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年2月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	681,922,418	681,922,418	東京証券取引所 市場第一部	(注)3,4,5
第一回I種優先株式	140,000,000	140,000,000	非上場・非登録	(注)4,5,6,9
第一回J種優先株式 (注)1	145,000,000	145,000,000	同上	(注)2,4,5,7,8
計	966,922,418	966,922,418	-	-

(注)1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

2. 第一回J種優先株式(以下「J種優先株式」という。)は、普通株式への転換を請求する権利を有し、その交付価額は株価の下落により下方修正され交付する普通株式数は増加します。なお、交付価額の下方修正には下限があり、提出日現在の交付価額は下限交付価額である140円に修正されております。詳細につきましては、(注)7(4)に記載しております。

3. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、議決権を有しております。

4. 当社の株式の単元株式数は、普通株式が500株、第一回I種優先株式(以下「I種優先株式」という。)及びJ種優先株式は1,000株であります。普通株式は平成19年6月4日に2株を1株にする株式併合を行い、普通株主の権利に変動が生じないように、株式併合の効力発生と同時に1,000株から500株に変更したものであります。また、I種優先株式及びJ種優先株式は議決権を有しないこととしております。これは、資本の増強にあたり既存株主への影響を考慮したためであります。

5. 当社におけるすべての種類株式について、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

6. I種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先株主配当金

優先配当金の額

当社は平成22年4月1日(但し、同日に開始する事業年度以前の事業年度において剰余金の配当を行うときは、当該事業年度の初日とする。以下「優先配当開始事業年度初日」という。)以降、剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録されたI種優先株式を有する株主(以下「I種優先株主」という。)又はI種優先株式の登録株式質権者(以下「I種登録株式質権者」という。)に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、I種優先株式1株当たり、I種優先株式1株当たりの払込金額(1,000円)に、それぞれの事業年度ごとに下記に定める年率(以下「I種配当年率」という。)を乗じて算出した額の配当金(以下「I種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該事業年度において後記に定めるI種優先中間配当金を支払ったときは、当該I種優先中間配当金を控除した額とする。

I種配当年率は、優先配当開始事業年度初日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度について、以下に掲げる事業年度の区分に応じて、対応する各算式により計算される年率とする。

平成29年3月31日までに終了する事業年度：I種配当年率＝日本円TIBOR(6ヵ月物)＋1.00%

平成30年3月31日に終了する事業年度：I種配当年率＝日本円TIBOR(6ヵ月物)＋1.00%×
122÷365＋2.75%×243÷365

平成30年4月1日以降に終了する事業年度：I種配当年率＝日本円TIBOR(6ヵ月物)＋2.75%

- ・年率修正日は、優先配当開始事業年度初日以降の毎年4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。
- ・日本円TIBOR（6ヵ月物）は、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）及びその直後の10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の2時点において、午前11時における日本円6ヵ月物トーカー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として公表される数値の平均値を指すものとする。

優先中間配当金の額

当社は、優先配当開始事業年度初日以降、中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録されたI種優先株主又はI種登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、I種優先株式1株につき各事業年度におけるI種優先配当金の2分の1の額の金銭（以下「I種優先中間配当金」という。）を支払う。但し、平成30年3月31日に終了する事業年度におけるI種優先中間配当金の額は、I種優先株式1株当たりの払込金額（1,000円）に、当該事業年度にかかる日本円TIBOR（6ヵ月物）の2分の1に0.7938%を加えた比率を乗じて算出した額とする。

非累積条項

ある事業年度においてI種優先株主又はI種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がI種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

参加条項

I種優先配当金が支払われた後に分配可能額があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、I種優先配当金（I種優先中間配当金を含む。）と1株につき同額に至るまで剰余金の配当（中間配当を含む。）を行うことができ、さらに分配可能額について剰余金の配当（中間配当を含む。）を行うときは、I種優先株主又はI種登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対し、1株につき同額の配当財産を交付する。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、I種優先株主又はI種登録株式質権者に対し普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、I種優先株式1株につき1,000円を支払う。I種優先株主又はI種登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

I種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(4) 強制取得

当社は、いつでもI種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとし、I種優先株式を取得すると引換えに、後記に定める額の金銭を交付するものとする。I種優先株式の一部を取得する場合、取得される株式は按分比例により決定する。

I種優先株式の取得と引換えに交付する金銭の額は、1株につき1,050円に、優先配当開始事業年度初日以降は取得日の属する事業年度におけるI種優先配当金の額を当該事業年度の初日から取得日までの日数（初日及び取得日を含む。）で日割計算した額（但し、取得日が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の日である場合には以下に定める修正加算額とする。）を加算した額とする。但し、取得日の属する事業年度においてI種優先中間配当金を既に支払ったときは、その額を控除した金額とする。

修正加算額 = I種優先株式1株当たりの払込金額（1,000円）×（a1×b÷365 + a2×c÷365）

なお、上記算式における各記号は以下の意味を有する。

a1 = 平成30年3月31日に終了する事業年度にかかる日本円TIBOR（6ヵ月物）+ 1.00%

b = 平成29年4月1日から取得日までの日数（平成29年4月1日及び取得日を含む。但し、平成29年8月1日以降の日数を除く。）

a2 = 平成30年3月31日に終了する事業年度にかかる日本円TIBOR（6ヵ月物）+ 2.75%

c = 平成29年8月1日から取得日までの日数（平成29年8月1日及び取得日を含む。但し、取得日が平成29年7月31日以前の場合には、零とする。）

(5) 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、法令に定める場合を除き、I種優先株式について株式の併合、分割又は無償割当ては行わない。当社はI種優先株主には、募集株式、募集新株予約権又は募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

(6) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金及び優先中間配当金の支払順位並びに残余財産の分配順位は、同順位とする。

7. J種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先株主配当金

優先配当金の額

当社は優先配当開始事業年度初日以降、剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録されたJ種優先株式を有する株主（以下「J種優先株主」という。）又はJ種優先株式の登録株式質権者（以下「J種登録株式質権者」という。）に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、J種優先株式1株当たり、J種優先株式1株当たりの払込金額（1,000円）に、それぞれの事業年度ごとに下記に定める年率（以下「J種配当年率」という。）を乗じて算出した額の配当金（以下「J種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該事業年度において後記に定めるJ種優先中間配当金を支払ったときは、当該J種優先中間配当金を控除した額とする。

J種配当年率は、優先配当開始事業年度初日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

J種配当年率 = 日本円TIBOR（6ヵ月物） + 1.00%

・年率修正日は、優先配当開始事業年度初日以降の毎年4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

・日本円TIBOR（6ヵ月物）は、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）及びその直後の10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の2時点において、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として公表される数値の平均値を指すものとする。

優先中間配当金の額

当社は、優先配当開始事業年度初日以降、中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録されたJ種優先株主又はJ種登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、J種優先株式1株につき各事業年度におけるJ種優先配当金の2分の1の額の金銭（以下「J種優先中間配当金」という。）を支払う。

非累積条項

ある事業年度においてJ種優先株主又はJ種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がJ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

参加条項

J種優先配当金が支払われた後に分配可能額があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、J種優先配当金（J種優先中間配当金を含む。）と1株につき同額に至るまで剰余金の配当（中間配当を含む。）を行うことができ、さらに分配可能額について剰余金の配当（中間配当を含む。）を行うときは、J種優先株主又はJ種登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対し、1株につき同額の配当財産を交付する。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、J種優先株主又はJ種登録株式質権者に対し普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、J種優先株式1株につき1,000円を支払う。J種優先株主又はJ種登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

J種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(4) 普通株式への転換を請求する権利

J種優先株主は、当社に対して、以下に定める期間中、その有するJ種優先株式の全部又は一部を取得し、これと引換えに当社の普通株式を交付すること（以下「転換」という。）を請求することができる。

転換を請求することができる期間

平成22年11月1日から平成32年11月1日まで

転換条件

イ. 当初交付価額

当初交付価額は、267円とする。

ロ. 転換により交付する普通株式数

転換により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

取得と引換えに交付すべき普通株式数 = $\frac{\text{J種優先株主が取得の請求をしたJ種優先株式の払込金額}}{\text{交付価額の総額}}$

交付すべき株式数の算出に当たって1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

八．交付価額の修正

交付価額は、平成19年6月4日から平成19年7月17日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値に0.9を乗じた額が、当初交付価額を下回る場合は、平成19年7月18日以降、当該平均値に0.9を乗じた額に修正される。

また、交付価額は、平成19年8月1日以降の毎年2月1日及び8月1日（以下「修正日」という。）における「修正基準価額」が、当該修正日の直前において有効な交付価額を下回る場合は、当該修正日以降、当該修正基準価額に修正される。

修正日における「修正基準価額」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額とするが、当該修正基準価額が140円（以下「下限交付価額」という。）を下回る場合には、修正後交付価額は、下限交付価額とする。

なお、提出日現在の交付価額は下限交付価額に修正されている。

二．交付価額の調整

J種優先株式の発行後、株式分割や株式併合により普通株式を発行する場合その他一定の場合には交付価額は下記算式により計算される交付価額に調整されるほか、合併等により交付価額の調整を必要とする場合には必要な交付価額の調整を行う。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(5) 取得条項（強制転換）

当社は、取得することを請求することができる期間中に取得請求のなかったJ種優先株式を、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得し、これと引換えにJ種優先株式の払込金額相当額の総額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式を対価として交付する。但し、当該平均値が下限交付価額を下回る場合には、当該平均値に代えて下限交付価額をもって計算する。前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法により取扱う。

(6) 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、法令に定める場合を除き、J種優先株式について株式の併合、分割又は無償割当ては行わない。当社はJ種優先株主には、募集株式、募集新株予約権又は募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金及び優先中間配当金の支払順位並びに残余財産の分配順位は、同順位とする。

8．J種優先株式の所有者との間の取決めの内容は次のとおりであります。

(1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

権利の行使に関する事項について、当社と各所有者との間で、特段の取決めはありません。

(2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

当社は、各所有者との間で、原則として、当社の事前の書面による承諾がない限り普通株式への取得請求権の行使が可能となる日以前に、当優先株式を売却しないことを合意しております。また、当社は、一部の所有者との間で、取得請求権の行使の結果交付を受けることとなる当社普通株式を売却することについて、事前に当社と協議を行い、所有者がその意見を斟酌しつつ適切な売却方針を策定し、当該売却方針に基づき売却を実施するよう努めることを合意しております。

9．発行済株式のうちI種優先株式1億4,000万株は、金銭以外の財産を出資の目的としたものであり、その財産の内容及び価額は次のとおりであります。

株式会社みずほコーポレート銀行の当会社に対して有する株式会社みずほコーポレート銀行と当会社との間に次に掲げる各契約に基づく元本債権（但し、次に掲げる順序に従って元本金額の総額が140,000,000,000円に満つるまでの部分に限る。）

(1) 2006年7月26日付金銭消費貸借契約証書

(2) 2004年6月30日付金銭消費貸借契約証書

(3) 平成15年3月31日付特別当座貸越約定書（平成15年3月31日付連動金利適用に関する特約書、平成15年12月30日付変更契約証書、平成16年3月12日付変更契約証書、平成16年3月31日付変更契約証書、平成16年4月30日付変更契約証書、平成16年6月30日付変更契約証書、平成17年1月17日付変更契約証書、平成17年3月18日付変更契約証書、平成17年3月31日付変更契約証書、平成17年9月30日付変更契約証書、平成18年3月31日付変更契約証書、平成18年9月29日付変更契約証書による変更を含む。）

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日	-	普通株式 681,922 優先株式 285,000	-	150,002	-	836

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回I種優先株式 140,000,000 第一回J種優先株式 145,000,000	-	(注)1
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 105,500	-	(注)1
完全議決権株式(その他)	普通株式 681,342,000	1,362,684	(注)1, 2
単元未満株式	普通株式 474,918	-	(注)1, 3
発行済株式総数	966,922,418	-	-
総株主の議決権	-	1,362,684	-

- (注) 1. 株式の内容は「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」に記載しております。
2. 株式数は、株式会社証券保管振替機構名義の株式500株を含めて記載しております。
また、議決権の数は、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個を含めて記載しております。
3. 1単元(500株)未満の株式であります。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) (注)1
株式会社オリエントコーポレーション	東京都千代田区麹町5丁目2番地1	55,500	-	55,500	0.00
株式会社JCM (注)2	東京都千代田区神田錦町3丁目13番	50,000	-	50,000	0.00
計	-	105,500	-	105,500	0.01

- (注) 1. 発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。
2. 当社の持分法適用関連会社であります。
3. 当第3四半期会計期間末(平成23年12月31日)の自己株式等は、当社が所有する56,000株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合0.00%)及び株式会社JCMが所有する50,000株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合0.00%)の合計106,000株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合0.01%)となっております。

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動について、該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	108,340	100,279
受取手形及び売掛金	1,747	2,050
割賦売掛金	¹ 861,574	¹ 816,554
信用保証割賦売掛金	2,620,326	2,591,466
資産流動化受益債権	² 392,149	² 398,194
事業貸付金	793	700
保証事業債権	354	277
販売用不動産	1,448	1,403
その他のたな卸資産	1,319	1,101
その他	² 332,089	368,941
貸倒引当金	250,306	232,846
流動資産合計	4,069,837	4,048,124
固定資産		
有形固定資産	113,836	112,482
無形固定資産		
のれん	690	592
その他	58,633	61,561
無形固定資産合計	59,324	62,154
投資その他の資産	30,777	24,613
固定資産合計	203,938	199,250
資産合計	4,273,775	4,247,374

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	279,324	281,507
信用保証買掛金	2,620,326	2,591,466
保証事業債務	354	277
短期借入金	83,455	88,152
1年内返済予定の長期借入金	358,909	324,553
未払法人税等	1,022	387
賞与引当金	3,449	1,939
事業整理損失引当金	23	23
割賦利益繰延	19,087	17,946
その他	238,394	288,257
流動負債合計	3,604,348	3,594,512
固定負債		
社債	267	239
長期借入金	408,572	401,352
退職給付引当金	12,638	13,529
役員退職慰労引当金	47	35
ポイント引当金	4,453	4,538
利息返還損失引当金	41,087	20,888
資産除去債務	269	257
負ののれん	571	-
その他	10,241	19,231
固定負債合計	478,148	460,072
負債合計	4,082,497	4,054,584
純資産の部		
株主資本		
資本金	150,000	150,002
資本剰余金	834	836
利益剰余金	45,695	50,007
自己株式	40	29
株主資本合計	196,490	200,816
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	137	171
繰延ヘッジ損益	869	872
為替換算調整勘定	6,673	7,480
その他の包括利益累計額合計	7,680	8,524
新株予約権	19	32
少数株主持分	2,449	464
純資産合計	191,278	192,789
負債純資産合計	4,273,775	4,247,374

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
営業収益		
事業収益		
信販業収益	158,392	146,319
その他の事業収益	7,358	7,019
事業収益合計	165,751	153,339
金融収益	345	460
その他の営業収益	4,828	4,223
営業収益合計	170,925	158,023
営業費用		
販売費及び一般管理費	147,441	139,938
金融費用	13,613	12,516
その他の営業費用	394	188
営業費用合計	161,449	152,643
営業利益	9,475	5,379
経常利益	9,475	5,379
特別利益		
投資有価証券売却益	388	-
負ののれん発生益	-	1,111
投資有価証券割当益	185	-
特別利益合計	574	1,111
特別損失		
有形固定資産除却損	88	72
役員退職慰労金	251	-
投資有価証券消却損	-	194
投資有価証券評価損	396	73
その他	68	-
特別損失合計	804	339
税金等調整前四半期純利益	9,245	6,151
法人税、住民税及び事業税	992	806
法人税等調整額	770	1,067
法人税等合計	221	1,874
少数株主損益調整前四半期純利益	9,023	4,277
少数株主損失()	41	43
四半期純利益	9,065	4,320

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	9,023	4,277
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	14	33
繰延ヘッジ損益	48	2
為替換算調整勘定	1,412	809
持分法適用会社に対する持分相当額	5	0
その他の包括利益合計	1,470	845
四半期包括利益	7,553	3,432
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	7,598	3,477
少数株主に係る四半期包括利益	44	45

【会計方針の変更等】

当第3四半期連結累計期間
(自平成23年4月1日
至平成23年12月31日)

1 株当たり当期純利益に関する会計基準

第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日公表分)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。これによる前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額に与える影響は軽微であります。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間
(自平成23年4月1日
至平成23年12月31日)

1. 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

2. 法人税率の変更等による影響

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.4%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については37.8%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.4%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は1,109百万円減少し、法人税等調整額は1,109百万円増加しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
<p>1. ローンカード及びクレジットカードに付帯するキャッシングサービスにおいて、顧客に付与した限度額のうち、当連結会計年度末における未実行残高(流動化したものを含む)は、2,948,746百万円であります。</p> <p>なお、当該契約には信用状況の変化、その他相当の事由があるときは、貸出の中止ができる旨定められており、必ずしもこの未実行残高のすべてが実行されるものではありません。</p> <p>2. 割賦売掛金を流動化したことに伴い保有する信託受益権等の債権であります。なお、「その他(流動資産)」に含めている信託受益権があります。</p> <p>3. 執行役員に対する退職慰労金に備えるものが24百万円含まれております。</p> <p>4. 保証債務 3,840百万円(当社従業員の金融機関からの住宅借入金に対する保証)</p> <p>5. 受取手形割引高 60百万円</p>	<p>1. ローンカード及びクレジットカードに付帯するキャッシングサービスにおいて、顧客に付与した限度額のうち、当第3四半期連結会計期間末における未実行残高(流動化したものを含む)は、2,879,752百万円であります。</p> <p>なお、当該契約には信用状況の変化、その他相当の事由があるときは、貸出の中止ができる旨定められており、必ずしもこの未実行残高のすべてが実行されるものではありません。</p> <p>2. 割賦売掛金を流動化したことに伴い保有する信託受益権等の債権であります。</p> <p>3. 執行役員に対する退職慰労金に備えるものが7百万円含まれております。</p> <p>4. 保証債務 3,341百万円(当社従業員の金融機関からの住宅借入金に対する保証)</p> <p>5. 受取手形割引高 63百万円</p>

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)																																								
<p>信販業収益の内訳</p> <table> <tr> <td>包括信用購入あっせん収益</td> <td>19,903百万円</td> </tr> <tr> <td>個別信用購入あっせん収益</td> <td>25,075百万円</td> </tr> <tr> <td>信用保証収益</td> <td>63,778百万円</td> </tr> <tr> <td>融資収益</td> <td>47,387百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2,249百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>158,392百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 各部門収益には、割賦売掛金の流動化による収益が次のとおり含まれております。</p> <table> <tr> <td>包括信用購入あっせん収益</td> <td>4,035百万円</td> </tr> <tr> <td>個別信用購入あっせん収益</td> <td>13,672百万円</td> </tr> <tr> <td>融資収益</td> <td>28,099百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>45,806百万円</td> </tr> </table>	包括信用購入あっせん収益	19,903百万円	個別信用購入あっせん収益	25,075百万円	信用保証収益	63,778百万円	融資収益	47,387百万円	その他	2,249百万円	計	158,392百万円	包括信用購入あっせん収益	4,035百万円	個別信用購入あっせん収益	13,672百万円	融資収益	28,099百万円	計	45,806百万円	<p>信販業収益の内訳</p> <table> <tr> <td>包括信用購入あっせん収益</td> <td>23,364百万円</td> </tr> <tr> <td>個別信用購入あっせん収益</td> <td>26,927百万円</td> </tr> <tr> <td>信用保証収益</td> <td>59,116百万円</td> </tr> <tr> <td>融資収益</td> <td>34,887百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2,024百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>146,319百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 各部門収益には、割賦売掛金の流動化による収益が次のとおり含まれております。</p> <table> <tr> <td>包括信用購入あっせん収益</td> <td>5,653百万円</td> </tr> <tr> <td>個別信用購入あっせん収益</td> <td>14,958百万円</td> </tr> <tr> <td>融資収益</td> <td>19,314百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>39,926百万円</td> </tr> </table>	包括信用購入あっせん収益	23,364百万円	個別信用購入あっせん収益	26,927百万円	信用保証収益	59,116百万円	融資収益	34,887百万円	その他	2,024百万円	計	146,319百万円	包括信用購入あっせん収益	5,653百万円	個別信用購入あっせん収益	14,958百万円	融資収益	19,314百万円	計	39,926百万円
包括信用購入あっせん収益	19,903百万円																																								
個別信用購入あっせん収益	25,075百万円																																								
信用保証収益	63,778百万円																																								
融資収益	47,387百万円																																								
その他	2,249百万円																																								
計	158,392百万円																																								
包括信用購入あっせん収益	4,035百万円																																								
個別信用購入あっせん収益	13,672百万円																																								
融資収益	28,099百万円																																								
計	45,806百万円																																								
包括信用購入あっせん収益	23,364百万円																																								
個別信用購入あっせん収益	26,927百万円																																								
信用保証収益	59,116百万円																																								
融資収益	34,887百万円																																								
その他	2,024百万円																																								
計	146,319百万円																																								
包括信用購入あっせん収益	5,653百万円																																								
個別信用購入あっせん収益	14,958百万円																																								
融資収益	19,314百万円																																								
計	39,926百万円																																								

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
減価償却費 10,846百万円	減価償却費 11,399百万円

(株主資本等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

	報告セグメント				その他 (百万円) (注)1	合計 (百万円)
	個品割賦 (百万円)	カード・融資 (百万円)	銀行保証 (百万円)	計 (百万円)		
営業収益						
外部顧客に対する 営業収益	63,812	66,798	23,295	153,906	11,844	165,751
セグメント間の内部 売上高又は振替高	0	0	-	0	6,377	6,378
計	63,812	66,798	23,295	153,907	18,222	172,129
セグメント利益	47,549	28,924	10,969	87,444	5,573	93,018

(注)1. その他の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、現在新規取扱のない住宅ローン及びサービス等の事業を含んでおります。

2. 報告セグメントの外部顧客に対する営業収益に含まれる主な部門収益は、以下のとおりであります。

個品割賦事業

個別信用購入あっせん収益 25,075百万円

信用保証収益 38,737百万円

カード・融資事業

包括信用購入あっせん収益 19,903百万円

融資収益 46,895百万円

銀行保証事業

信用保証収益 23,295百万円

2. 報告セグメントの利益の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

利益	金額（百万円）
報告セグメント計	87,444
「その他」の区分の利益	5,573
全社費用等（注）	77,885
その他	5,656
四半期連結損益計算書の営業利益	9,475

（注）全社費用等の主なものは、貸倒引当金繰入額を除く販売費及び一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間（自平成23年4月1日至平成23年12月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

	報告セグメント				その他 （百万円） （注）1	合計 （百万円）
	個品割賦 （百万円）	カード・融資 （百万円）	銀行保証 （百万円）	計 （百万円）		
営業収益						
外部顧客に対する 営業収益	60,609	57,899	23,885	142,395	10,944	153,339
セグメント間の内部 売上高又は振替高	0	0	-	0	6,421	6,422
計	60,609	57,900	23,885	142,395	17,365	159,761
セグメント利益	46,233	25,798	13,548	85,580	544	86,124

（注）1. その他の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、現在新規取扱のない住宅ローン及びサービス等の事業を含んでおります。

2. 報告セグメントの外部顧客に対する営業収益に含まれる主な部門収益は、以下のとおりであります。

個品割賦事業

個別信用購入あっせん収益 26,927百万円

信用保証収益 33,682百万円

カード・融資事業

包括信用購入あっせん収益 23,364百万円

融資収益 34,535百万円

銀行保証事業

信用保証収益 23,885百万円

2. 報告セグメントの利益の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
(差異調整に関する事項)

利益	金額(百万円)
報告セグメント計	85,580
「その他」の区分の利益	544
全社費用等 (注)	74,983
その他	5,761
四半期連結損益計算書の営業利益	5,379

(注) 全社費用等の主なものは、貸倒引当金繰入額を除く販売費及び一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
(重要な負ののれん発生益)

「その他」の区分において、当社の連結子会社である株式会社オートリを100%子会社とすることを目的に公開買付を実施したことにより、負ののれん発生益を計上しております。詳細は「企業結合等関係」に記載しております。なお、当該事象による負ののれん発生益の計上額は、当第3四半期連結累計期間においては1,111百万円であります。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められないため記載しておりません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められないため記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

すべてヘッジ会計を適用しているため記載しておりません。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)

共通支配下の取引等

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

結合当事企業の名称 株式会社オートリ(当社の連結子会社)

事業の内容 業務受託事業、パーキング事業

(2) 企業結合の法的形式

公開買付により子会社株式を追加取得する方法

(3) 結合後企業の名称

名称変更はありません。

(4) その他取引の概要に関する事項

当社は、平成23年9月30日現在、当社の連結子会社である株式会社オートリの総株主の議決権の数(当社が平成23年11月11日に提出した第127期第2四半期報告書に記載された、平成23年9月30日現在の発行済株式総数50,020,000株から当社が保有する自己株式数13,743株を控除した株式数50,006,257株に係る議決権の数50,006個)に対する68.67%(内、11.84%は特別関係者による所有)を所有しておりましたが、当社グループ全体での意思決定を従来以上に迅速に行う体制の構築及び、グループ全体としての管理・間接部門のコスト削減効果を期待できるものとして、同社を当社の100%子会社とすることを目的に、平成23年10月31日から平成23年12月13日まで同社の普通株式に対する公開買付を実施いたしました。

この結果、株式会社オートリの総株主の議決権の数に対する当社の所有割合は、当第3四半期連結会計期間末で94.98%となりました。なお、当社は今後、同社の発行済株式のすべてを所有することとなるよう、平成23年10月31日提出の公開買付届出書の「3買付け等の目的(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、同社が平成24年1月27日に開示した平成24年2月28日開催予定の臨時株主総会及び種類株主総会における各議案に賛成する予定であります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

(1) 取得原価及びその内訳

取得の対価	834百万円
取得に直接要した費用	48百万円
取得原価	882百万円

(2) 負ののれん発生益の金額及び発生原因

負ののれん発生益の金額	1,111百万円
負ののれんの発生原因	

追加取得した子会社株式の取得原価が、追加取得により減少する少数株主持分の金額を下回ったことによるものであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	16円15銭	6円34銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	9,065	4,320
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	9,065	4,320
普通株式の期中平均株式数(千株)	561,405	681,824
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	3円34銭	2円51銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	2,156,221	1,036,192
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	算定に含めなかった潜在株式及び変動はありません。	同左

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月10日

株式会社オリエントコーポレーション

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 根津 昌史 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大坂谷 卓 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オリエントコーポレーションの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オリエントコーポレーション及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。